


【はり、きゅう、マッサージ等施設利用券について】

○利用者から回収し、下図のとおり必要事項①②を記載の上、請求書に添付してください。
「添付した利用券の枚数」×1,000円＝請求額となります。

《表》

平成 28 年 度			
成田市はり、きゅう、マッサージ等施設利用券			
28年度			
			
利用者	住所	指定書（請求書）記載の開設者と同じ。ゴム印可	
	氏名		生年月日
① 開設者	住所	成田市花崎町 760 番地	
	氏名	成田 うなり	
施 術 の 種 類	はり・きゅう・マッサージ等（1枚1回有効）		
② 施 術 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日		
有 効 期 限	平成 2 9 年 3 月 3 1 日		
※ 裏面の注意書をよくお読みください。			

《裏面（参考）》

※利用者に対する注意事項を記載してあります。

この券は、成田市はり、きゅう、マッサージ等施設の利用に関する規則により交付するもので、利用の際には次のことを守って使用してください。

1. この券1枚につき、施術料金から1,000円を差し引いた額を支払ってください。
2. この券は、本人以外は使用できません。
3. この券は、1人1ヵ月当たり2枚を、申請月から当該年度末までの月分を交付し、再交付はしません。
4. この券は、保険適用及び生活保護法の適用により施術を受ける場合は利用できません。
5. この券は、市が指定した施術所以外では使用できません。
6. 市内に住所を有しなくなったときは、この券を直ちに返してください。